

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第5項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 京都市証明等手数料条例別表第3に掲げる手数料（住民票の写しに係るものに限る。）又は京都市印鑑条例第27条第1項に規定する手数料（印鑑登録証明書に係るものに限る。）の払込みを受けた場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室)